

衆議院文部科学委員会ニュース

【第211回国会】令和5年3月22日（水）、第5回の委員会が開かれました。

1 私立学校法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）

- ・永岡文部科学大臣、築文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産）
- ・中村裕之君外4名（自民、立憲、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、梅谷守君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、共産）
（質疑者）古川直季君（自民）、柚木道義君（立憲）、吉川元君（立憲）、金村龍那君（維新）、西岡秀子君（国民）、宮本岳志君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

古川直季君（自民）

- （1） 私立学校法の一部を改正する法律案について
 - ア 学校法人のガバナンス改革の必要性及び基本的な考え方
 - イ 学校法人制度改革特別委員会における議論の反映状況
 - ウ 新設された刑事罰の内容
 - エ 今回の改正における経過措置
 - オ 具体的な実施方法を示したガイドラインの作成方法
 - カ 施行日を令和7年4月1日とした理由
 - キ 建学の精神を生かした実効性のあるガバナンス改革に取り組むべきという意見に対する永岡文部科学大臣の見解
- （2） 科学技術政策について、世界における日本のプレゼンスの低下及び現在の国内の博士号取得者数の減少に対する文部科学省の認識及び今後の対応策
- （3） 今後の私立大学の在り方に対する永岡文部科学大臣の見解

柚木道義君（立憲）

築文部科学副大臣の発言について

- ア 過去のLGBTに関する発言の有無及び築文部科学副大臣の現在の認識
- イ 永岡文部科学大臣から築文部科学副大臣への指導の必要性
- ウ LGBTは種の保存に背くという考えを容認できるか否かについての永岡文部科学大臣及び築文部科学副大臣の見解
- エ LGBTは種の保存に背くか否かに関する政府見解
- オ LGBTは種の保存に背くという発言は当事者を傷つけるか否かについての永岡文部科学大臣の見解

吉川元君（立憲）

私立学校法の一部を改正する法律案について

- ア 令和元年の法改正後も大学で不祥事が生じている状況に対する永岡文部科学大臣の見解
- イ 3月15日の文部科学委員会における意思決定機関としての理事会の位置付けに関する文部科学

省の答弁の確認

- ウ 学校法人において理事会が最終的な決定機関であることの確認
- エ 理事会のみが建学の精神を継承するとしている根拠
- オ 理事会の意思決定が学校法人の経営面に関する事項であることの確認
- カ 改正案を含めた私立学校法において、校長・総長及び学部長の選任に関する条文が存在しないことの確認
- キ 校長その他重要な役割を担う職員の選任方法に変更を加える改正がないことの確認
- ク キについて周知する必要性
- ケ 理事会の議決に書面又は電磁的方法による参加を可能としたことが意見交換を通じた意思決定を行うべき理事会に与える影響
- コ 理事選任機関の構成について寄附行為で定めることとした理由
- サ 寄附行為で理事選任機関の構成を理事長又は理事会の指名によると定めることが可能かの確認
- シ 寄附行為で理事選任機関を評議員会と定めることが可能かの確認
- ス 評議員の選任方法について変更を加えなかった理由
- セ 評議員会の議長についての規定を盛り込まなかった理由

金村龍那君（維新）

- (1) 私立学校法の一部を改正する法律案について
 - ア 改正案における私立学校のガバナンス改革の意義についての永岡文部科学大臣の見解
 - イ 理事選任機関を設置することとした理由
 - ウ 会計監査人を置くことにした理由及び監事の職務との関係性
 - エ 私立大学のガバナンスコードの策定状況及び法改正後の対応についての永岡文部科学大臣の見解
- (2) 大学改革の取組状況について
 - ア 大学院卒業者の社会的ステータスの向上並びに修士号及び博士号取得者の拡大に向けた文部科学省の取組
 - イ 大学入試改革に対する文部科学省の取組
 - ウ 学生が自分に適した雇用環境を選択し就職するために大学が行っている取組

西岡秀子君（国民）

私立学校法の一部を改正する法律案について

- ア 学校教育における私立学校の位置づけ、役割及び重要性
- イ 私立学校に求められる公共性及び透明性
- ウ 本法律案提出に至るまでの経緯
- エ 二つの会議体の報告書を経て改正案提出に至るといふ異例の経緯を辿った理由に関する永岡文部科学大臣の見解
- オ 他の公益法人と同様のガバナンス改革を学校法人にも適用することへの懸念に対する永岡文部科学大臣の見解
- カ 本法律案に対するパブリックコメントで寄せられた主な意見及び本法律案に取り入れた事項
- キ 理事選任機関を寄附行為で定めることとしたことで、理事の選任に関してガバナンス強化が不十分になるのではないかと懸念に対する文部科学省の見解
- ク 評議員の半数を理事会が選任できることとした理由及び教職員評議員の割合を三分の一までとした理由
- ケ 大臣所轄学校法人等において、評議員会の決議を要することとした重要な寄附行為の変更の範囲
- コ 学校法人の規模等の差異による法律の適用区分の今後の判断基準

- サ 小規模の学校法人等に対し、経過措置に加え更なる負担軽減に努める必要性
- シ 監事に求められる人材像と文部科学省における周知方針
- ス 学校法人の最大のステークホルダーは学生等及びその保護者であるとの認識に対する文部科学省の見解

宮本岳志君（共産）

- (1) 私立学校法の一部を改正する法律案について
 - ア 理事、評議員、監事を理事長が選解任できる仕組みが不祥事を防げなかった原因であるとする指摘に対する文部科学省の見解
 - イ 評議員に学校法人の教職員を含めなければならないとした意義
 - ウ 評議員の選任において、不祥事の防止という本法律案の趣旨を徹底するための方策
 - エ 大臣所轄学校法人等における理事選任機関の在り方について文部科学省の見解を示す必要性
 - オ 私立学校の特性に関する永岡文部科学大臣の見解
 - カ 学校法人の校務、教学面における自主性が最大限尊重されるべきであることの確認
 - キ 学校法人寄附行為作成例における監事の選任に係る規定について
 - a 本規定の趣旨が今回の改正後も変わらないことの確認
 - b 本規定を設けた理由
 - ク 監事が大学の研究内容等に立ち入ることは想定されていないことの確認
 - ケ 理事会の評議員会への諮問事項を寄附行為により決議事項とできることの確認
 - コ 理事会及び評議員会の出席の過半数が書面出席となる場合、意見交換の場としての機能が果たされなくなるとの懸念に対する文部科学省の見解
 - サ 私立学校法制定当時の提案理由における私立学校の公共性に関する説明
- (2) 私学助成について
 - ア 平成 29 年度の予算案説明から資料「私立大学における経常的経費と経常費補助金額の推移」の使用を止めた理由
 - イ 私立大学等経常費補助金の割合の二分の一達成を目指す必要性